


所管部課	総務部 防災安全課	部長	阿部 晴彦			
件名	東大和市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則について		区分	○		1 審議事項
関係事項	条例規則	東大和市組織規則、東大和市災害対策本部条例施行規則				
	部課機関	企画課、防災安全課				
<p>1. 要 旨</p> <p>東大和市組織規則の一部改正等に伴い、東大和市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則について所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 第5条の本部員に秘書広報課長を追加し、会計管理者を削除する。 ② 別表を以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・保護企画財政部の企画班から「企画財政部行政管理課」及び「副班長 行政管理課長」を削除し、企画班から広報班に「企画財政部検査担当」及び「副班長 検査担当課長」を変更 ・消防団本部を保護消防団に変更 ・避難所開設及び運営に係る班の変更 ・文言修正 <p>(2) 施行日 令和3年4月1日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果 市の組織及び事務分掌に即して、当該規則の整合性を図ることができる。</p>						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議審議後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。